



合研究・教育と法・教育研

第107回 不祥事からの時間経過と処分の相当性

星野 豊 (筑波大学准教授)

教員の言動が、法律上あるいは教育上明らか
な不祥事に該当する場合、相当の処分を受ける
べきことは当然であるが、当該処分の相当性に

に、処分の相当性の基準自体が変わるのかも問
題となってくる。

ついて考える場合には、発生した不祥事との関
係だけでなく、その他の事情や平常の勤務成績
が事実上加味されることとなる。そうすると、
不祥事から長い年月を経て事態が明らかになっ
た場合には、発覚までの事情や勤務状況を、処
分に際してどこまで考慮すべきかが問題となる
ほか、不祥事が発生した当時と現在とで、当該
不祥事に対する社会的非難の程度が異なる場合

本稿では、教員が在学中の生徒との性的関係
を継続していた事実が、事態から20年以上を経
て発覚した場合における、当該教員に対する処
分の相当性が争われた、福島地裁平成28年6月
7日判決・平成26年(行ウ)5号事件、および、
その控訴審である仙台高裁平成28年11月30日判
決・平成28年(行コ)13号事件を取り上げ、教
員の不祥事に対する処分の相当性の判断基準の
あり方について考えてみる。

1 事案の概要

原告Xは、昭和50年に被告Y県に採用され、
平成24年6月に後述する本件懲戒免職処分を受
けるまでの約37年間、教員として勤務してきた
者である。

Xは、昭和61年から平成元年にかけて、当時
勤務していたA高校の生徒であったBと、Bの
入学直後から卒業時まで、継続して性的関係を
持った(以下、「本件関係」という)。Bの保護
者であったCは、平成2年頃、Xに対して慰謝
料を請求し、第三者Dの仲介により、XがBお
よびCに慰謝料50万円を支払うこと等を内容と
する和解が成立した。なお、Xは、本件関係当
時から婚姻しており妻との間に子どももいた
が、BがXの妻に本件関係を告げるなどしたこ
とから、平成3年に、Xが慰謝料500万円を
妻に支払い、子の親権者を妻とする協議離婚が
成立した。

Bは、前記和解の後、Xに対して長らく連絡
を取っていないが、平成19年頃、Xの再婚

後の妻に対して連絡を取り、慰謝料1000万円を請求した。また、Cは、平成24年1月、Xに対して慰謝料1000万円ないし3000万円を請求した。

Bは、平成24年2月、Y県教委に対して、Xとの間で在学中本件関係にあったことを告発した。Xは、Y県教委からの事情聴取に対し、Bとの間で本件関係があったことを一切否定しない旨が記載された書面を提出した。

Y県教委は、同年6月、Xに対し、Bとの間で本件関係にあったことは教育公務員としての信頼を著しく傷つける行為であるとして、懲戒免職処分および退職金不支給処分を科した（以下、「本件懲戒免職処分」という）。本件は、XがYに対し、本件懲戒免職処分が違法であるとして、同処分の取消を求めたものである。

2 裁判所の判断・・・・・・・・・・・・・・・・

【第一審判決】請求認容（本件免職処分取消）

「Xは、県立高校の教員であって、妻子を有する成人男性であったにもかかわらず、部活動で

指導するBと約2年5か月にわたり性的関係を持ったものであることからすれば、……全体の奉仕者たる教員として執るべき行動と相容れない行為であり、これにより、国民の公教育に対する信頼を著しく失墜させたことは明らかである。」

また、「教育公務員の立場及びXが本件行為に当時妻子を有していたこと鑑みれば、教員であるXが現に自らが指導している女子生徒と性行為を行っていること自体、非難されるべき行為であることは明らかである。また、……X自身も、Bとの関係が妻に暴露されることを恐れていたものであって、XとBとの関係が、婚姻を前提とするような真摯な交際であるとは認め難い。」

しかしながら、「Xが本件行為について反省し、事後的にBに対して一定の慰謝料を支払っていること及び本件行為から20年以上の月日が経過したことなどの諸事情、特に、本件行為から長期間経過したことは、処分行政庁において、処分の内容を量定するに当たり十分に考慮すべきであったというべきであるところ、これ

を十分に考慮したとは言い難く、「重きに過ぎる社会通念上著しく妥当性を欠いた処分であるといわざるを得ず、裁量権を濫用したものと見て違法であると解するのが相当である。」

【控訴審判決】原判決取消、Xの請求棄却

「Xは、Bから相談される過程で、Bが両親の不和など家庭の問題で悩んで、寂しい思いをし、親の愛情に飢えており、親の代わりに優しくしてくれる人としてXを慕うようになったことを知っていたのであるから、心身はもとより社会的にも未熟なBが求めていたのは、その両親や教師など、身近な大人の優しさや思いやりであり、性交渉ではないことはあまりにも明らかなことであった。しかるところ、Xは、教師として、学業のみならず、学校教育の過程で生徒の心身の健やかな成長を支える立場にあり、Bが家庭で満たされない親の愛情に飢えていることを承知しながら、婚姻する気持ちなど全くないにもかかわらず性交渉を重ねたというのであるから、そこにはBの尊厳に対する配慮も愛情もないのであって、基本的にXが自己の性的

欲望を満たすために本件非違行為に及んだというほかはな」く、Xの本件行為は、「自己の性欲を満たすためにBの尊厳を無視して性交渉を持つ」というY県青少年健全育成条例違反に相当する行為を行い、その後も同様の行為を2年5か月にもわたって多数回重ね、成長の過程にあつたBの心身に重大な傷を負わせ、その健全な成長の妨げになる行為を繰り返したものであり極めて悪質な行為といわなければなら」ないところ、Xは、「X本人尋問において、1か月に1度程度の性交渉にすぎないとか、Bとの性的な関係を現在も非常に真摯で真面目で良い思い出であつたと認識していると述べるなど、本件非違行為の悪質性や重大性を真摯に受けとめているとは到底認め難い。」

以上のとおり、「本件非違行為は極めて悪質であつて、県民の学校教育に対する信頼を根底から覆す悪質極まりないものであるところ、Y教育委員会に本件非違行為が発覚したのは平成24年2月であつて、その後遅滞なく本件懲戒免職処分が行われていることからすれば、本件懲戒免職処分が社会通念上著しく妥当を欠くもの

とはいえず、Y教育委員会がその裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである」とはできない。」

3 問題点の検討

本件で問題とされた教員と生徒との性的関係については、現在よりもより当時においても、厳しい社会的非難が寄せられることが想像に難くない。これは、教員が多くの生徒を評価することに際しての公平性に対して疑いが生ずることのほか、生徒の判断能力や批判能力が十分でない状態を教員が利用して、かかる関係を形成することが多いと考えられているからである。

従つて、法律上、未成年者との性的関係が犯罪を構成するのは、いわゆる青少年育成条例等で規定されている、自己の性欲の赴くままに関係を形成した場合に限られるが、教員に対する処分が相当とされる状況はこれよりもさらに広く、場合によっては、性的関係の相手方である生徒と円満な関係が形成されていたとしても、処分の必要性が認められることもありうる。要

するに、教員の不祥事に対する処分の相当性に際しては、当該不祥事の直接の被害者の保護のみならず、教員の職務全般に対する社会全体からの信頼性が問題となるため、当該不祥事の関係者以外の利益をも、併せて考慮する必要があるわけである。

もっとも、現実の処分過程では、教員と生徒との性的関係が極度に私的な問題を含み、当該生徒の意向に反して事態を公にすることが、かえつて当該生徒の利益に反することが懸念されることも与り、事実上、当該生徒と教員との関係がその後どのようなものとなつたかによつて処分の軽重に差が生じ、裁判所の判断もかかる差異を前提としている可能性がある。

例えば本件では、生徒自身が教委に対して教員との関係があつた事実を通報し、嚴重な処分を求めたという事情があるところ、Xが参考裁判例として証拠提出した、佐賀地裁平成19年1月19日判決・平成18年（行ウ）2号事件、およびその控訴審である福岡高裁平成19年7月27日判決・平成19年（行コ）9号事件では、中学卒業直後の元生徒と教員との性的関係について、

教員が一時結婚の意図を持って相手方の両親と接触をしたこと、相手方生徒の結婚式にも招待されていること、教委に対して告発をしてきたのが元生徒でなく代理人と称する第三者であったこと等が認定され、教員に対する懲戒免職処分が裁量権の濫用として取り消されている。また、本件でも、Xが本件関係が形成された時に既婚者であり、Bと婚姻する意思がなかったことが、第一審でも控訴審でも判決中で摘示されていることからしても、当該不祥事の当事者間の関係が、処分の軽重に係る判断に対して、事実上影響を及ぼしていることがうかがえる。

また、性的関係が教員と生徒との極私的な事項であり、多くの場合当該関係の存在自体が第三者に明らかにならない可能性があるとすると、かかる事実の存在自体が争いの対象となった場合、処分の前提となる事実認定には、極めて多くの困難が予測されるところ、本件では、性的関係の存在自体について、Xは特に争わなかったようである。かつ、事実関係を立証するための証拠についても、Yから提出されたものはBに対する事情聴取結果のみであって、その

他のXにとって事実上不利益となる証拠、すなわち、Xと当時の妻との間の離婚にかかる合意書とか、XとBとの関係について周囲の生徒が噂として認識していた旨の他の生徒による陳述書とか、さらに、Xが現在の妻と結婚をする際には、全てX側から提出されたため、性的関係の認定に全く支障がなかったものと思われる。

Xの本人尋問での応答から推測する限り、X自身は本件関係によってある程度の処分を受けることはあっても、懲戒免職処分を受けるまでには至らないものと予測していたようであるが、仮に懲戒免職処分を受けうると予測していた場合には、自己に不利益となりうる証拠を任意に提出することは一切期待できなかつたはずであるから、Yにせよ裁判所にせよ、本件関係をはじめとする事実の認定については、多大な困難を極めていた可能性が否定できない。特に本件のように、Xに不利となる事実に関する証拠のほとんどがX側から提出されている状況では、本件関係が懲戒免職処分に該当しうることを告知しなかつたことで、Xの防御の機会が実

質的に奪われた、との批判が生じてくる可能性も考えられる。

とはいえ、本件におけるXのBに対する一連の行動が、教員として極めて問題であったことは、明らかであると思われる。生徒が心身の不安定に際して行動が無軌道になりがちであることは、いつの時代でも生じうることであり、それに教員が応ずるか否かは、まさに教員としての職務上の倫理観にかかっている。学校の内部で生ずる不規則な人間関係の形成解消は、結果として学校制度自体に対する社会からの信頼感を損なうおそれのあるものであり、他人からの監視体制に頼ることのない、教育関係者による不断の自己規律が求められるところであろう。

本件控訴審判決に対して、Xは、本件懲戒免職処分が重すぎる等と主張して最高裁に上告および上告受理申立をしたが、最高裁は特に理由を示すことなく上告棄却および上告不受理決定をし、控訴審の判断が確定した（最高裁平成29年6月13日決定・平成29年（行ツ）63号、平成29年（行ヒ）61号）。